



BAY HILLS

2022 年 新年号

ベイヒルズ社 労 士 事 務 所 便 り

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

謹んで新春のお慶びを申し上げます
平素より、ご愛読いただきありがとうございます。
2022 年も、タイムリーなお役立ち情報をお届けして参ります。

さて、先日社労士事務所では、横浜中央卸売市場を散策してきました。天候にも恵まれる中、事務所から歩くこと 10 分(!)程であったという間に到着しました。

卸売市場ならではの海鮮たっぷりのランチをいただき、出川哲郎さんの御実家で海苔問屋の「つた



金商店」や「伝説のチーズケーキ」でお馴染みの「ガトーよこはま」にも立ち寄ることができ、観光気分を味わいながら、いつもと違った横浜を満喫してきました。(事務員 S)



職場のハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

◆中小企業もパワハラ防止措置が義務化に

2020 年 6 月 1 日にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行されました。中小企業については、2022 年 3 月 31 日まではパワハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ 2022 年 4 月 1 日から義務化されます。

事業主が雇用管理上講ずべき措置は、「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」「相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」「職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応」「併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)」です。事業主は、日頃から労働者の意識啓発など、ハラスメント防止対策の周知徹底を図るとともに、相談しやすい相談窓口となっ

ているかを点検するなど、職場環境に対するチェックを行い、特に未然の防止対策を十分に講じるようにしましょう。

◆パワハラ相談件数増加の企業が最多

一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」(調査期間 2021 年 9 月 7 日~10 月 15 日、会員企業 400 社から回答)によれば、5 年前と比較した相談件数として、パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が 44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。

すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。

◆効果的な取組みの例

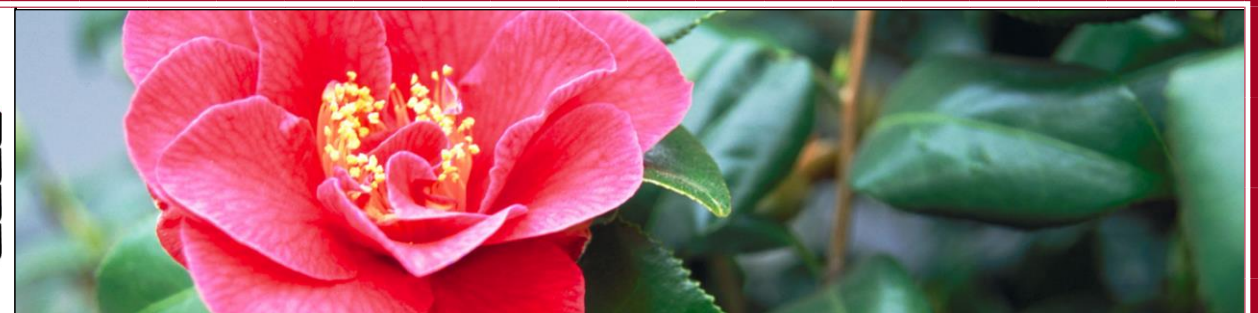
本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位 3 つとして、「コミュニケーション不足」(63.8%)、「世代間ギャップ、価値観の違い」(55.8%)、「ハラスメントへの理解不足(管理職)」(45.3%)が挙げられています。これらへの効果的な取組み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための 1on1 ミーティングの実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考にしてみてください。

【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

ご存じですか？ 障害年金診断書の特例措置

◆コロナ禍と障害年金

みなさんの事業所には、障害年金をもらいながら働いている方はいませんか？ 障害年金を受給している方は、各自に決められた提出期限までに、障害認定日より 3 か月以内の現症の診



断書を提出する必要があります。この提出が遅れたり、記載内容に不備があったりすると、障害年金の支払いが一時的に止めてしまいます。

しかし、今は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関を受診することができずに手続きを円滑に行うことができないケースも想定されるところです。そこで現在、診断書の提出についての特例措置が講じられています。(日本年金機構「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて」(令和 3 年 9 月 10 日))

この措置について、会社からも伝えてあげましょう。

◆提出期限についての特例措置

具体的には、障害年金診断書の提出期限が令和 3 年 3 月末日から同年 11 月末日である人については、令和 3 年 12 月末日までに障害年金診断書の提出が行われる場合、障害年金の支払いの差止めは行われません。

◆その他の特例措置

障害年金のその他の特例措置については、診断書提出に伴い、年金が増額改定される場合には、当初の提出期限をベースとして年金が増額改定されます。逆に、年金が減額改定される場合や、支給停止となる場合は、猶予期限をベースに、減額改定・支給停止がなされます。

障害年金は、障害を負った方が自分の体調と相談しながら働き続けるためにも大切なものです。今後も状況によりさらなる特例措置や救済策が講じられる可能性がありますから、会社としても積極的に情報を収集し、案内できるようにしておきたいものです。

1 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

11 日

○源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額納付
[郵便局または銀行]

※6 ヶ月ごとの納付の特例の場合、令和 3 年 7 月~12 月の徴収分を 1 月 20 日までに納付

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降採用の労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

31 日

○法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出
[税務署]

○給与支払報告書の提出
＜1 月 1 日現在のもの＞ [市区町村]

○固定資産税の償却資産に関する申告
[市区町村]

○個人の道府県民税・市町村民税の納付
＜第 4 期分＞ [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出
＜休業 4 日未満、10 月~12 月分＞
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険料納付＜延納第 3 期分＞

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険被保険者でない場合)＜雇入れ・離職翌月末日＞
[公共職業安定所]

○固定資産税に係る住宅用地の申告
[市区町村]

本年最初の給料支給日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え
[給与の支払者]